

平成 1 5 年度
財政援助団体等監査報告書

東 京 都 監 査 委 員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、
平成15年度財政援助団体等監査の結果に関する報告を次のとおり提出す
る。

平成16年5月24日

東京都監査委員	星野篤功
同	田中良
同	三栖賢治
同	藤原房子

- 1 計数については、原則として表示単位未満を切り捨てて表示してあるため合計等と一致しない場合がある。
- 2 増減率及び構成比は、原則として各表内計数により計算している。

目 次

第1 監査の概況	1
第2 補助金等交付団体別監査結果	9
(1) 八 丈 町	1 1
(2) 八丈島漁業協同組合	1 3
(3) 財団法人自警会	1 5
(4) 財団法人東京都中小企業振興公社	1 8
(5) 東京商工会議所ほか10団体	3 4
(6) 東京都中小企業団体中央会	4 0
(7) 職業訓練法人東京土建技術研修センター	4 3
(8) 社団法人現代舞踊協会ほか1団体	4 5
(9) 学校法人100団体	4 8
(10) 財団法人東京都私学財団	6 3
(11) 東京納税貯蓄組合総連合会	7 0
(12) 東京都職業能力開発協会	7 2
(13) 財団法人東京観光財団	7 4
(14) 医療法人財団厚生協会ほか14団体	7 8
(15) 社会福祉法人清朗会ほか22団体	9 5
(16) 社会福祉法人協和会ほか19団体	1 1 3
(17) 社会福祉法人東京サレジオ学園ほか14団体	1 3 2
(18) 社会福祉法人救世軍社会事業団ほか12団体	1 5 0
(19) 財団法人東京動物園協会	1 8 6
(20) 財団法人東京都公園協会	1 9 8
(21) 西東京バス株式会社	2 1 4
(22) 多摩ニュータウン環境組合	2 1 6

第3	出資団体別監査結果	2 1 9
(1)	八丈島空港ターミナルビル株式会社	2 2 1
(2)	財団法人東京都福利厚生事業団	2 3 0
(3)	株式会社建設資源広域利用センター	2 5 0
(4)	東京臨海熱供給株式会社	2 6 0
(5)	東京都道路公社	2 6 7
(6)	株式会社東京スタジアム	2 7 9
(7)	財団法人東京都環境整備公社	2 8 6
(8)	財団法人東京都生涯学習文化財団	2 9 4
(9)	東京トラフィック開発株式会社	3 1 9
(10)	財団法人東京都保健医療公社	3 2 6
(11)	社会福祉法人東京都社会福祉事業団	3 4 0
(12)	首都高速道路公団	3 6 2
(13)	東京都住宅供給公社	3 8 7
(14)	東京熱供給株式会社	4 1 9
(15)	多摩都市モノレール株式会社	4 2 6
(16)	株式会社東京テレポートセンターほか2団体	4 3 3
(17)	株式会社はとバス	4 5 2
(18)	株式会社セントラルプラザ	4 6 0
(19)	財団法人東京都高齢者事業振興財団	4 6 6
第4	団体索引	4 7 7

第1 監査の概況

1 監査の目的

財政援助団体等監査は、都が補助金・交付金等を交付している団体、資本金の4分の1以上を出資している団体及び公の施設の管理を委託している団体に対し、財政援助等にかかる事業が適正かつ効率的に執行され、その目的を達成しているかどうかを主眼に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づいて実施する監査である。また併せて、団体に対する所管局の指導監督が適切に行われているかどうかについて、地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づく監査を実施している。

2 監査対象団体

(1) 補助金等交付団体（都が、補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補てん、利子補給その他の財政的援助を与えている団体）は、2,625団体（監査事務局調べ）である。そのうち、平成15年度には、213団体（実施率8.1%）の監査を実施した。

(2) 出資団体（資本金、基本金その他これに準ずるものの4分の1以上を出資している団体）は53団体（監査事務局調べ）である。そのうち、表1のとおり平成15年度には、21団体（実施率39.6%）の監査を実施した。

(表1) 出資団体内訳

出資比率 \ 法人形態	株式会社	財団法人	社会福祉法人	特殊法人	計
25%以上 50%未満	5	2		1	8
50%以上 75%未満	7	1			8
75%以上 100%未満				1	1
全額出資(100%)		2	1	1	4
計	12	5	1	3	21

3 監査対象範囲

平成13年度及び平成14年度の事業を対象に実施した。なお、毎年度実施する団体については、平成14年度の事業を対象とした。

4 監査の期間

平成15年6月20日から平成16年5月12日まで

5 監査の観点

監査の主な観点は次のとおりである。

(1) 補助金等交付団体

ア 団体

(ア) 補助事業等は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。

(イ) 補助金等に係る会計経理は適正に行われているか。

イ 所管局

(ア) 補助金事業等に関する指導監督は適切に行われているか。

(イ) 補助金等交付の手續及び時期は適切か。

(2) 出資団体

ア 団体

(ア) 事業は出資目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。

(イ) 会計経理及び工事・財産の管理は適正に行われているか。

イ 所管局

(ア) 団体に対する指導監督は適切に行われているか。

(イ) 出資金の支出手続及び時期は適切か。

(3) 公の施設の管理受託団体

補助金等交付団体及び出資団体のうち公の施設の管理を受託（地方自治法第244条の2第3項）している22団体（「第4 団体索引」参照）については、下記の観点からも監査した。

ア 団体

(ア) 公の施設の管理は目的に沿って適正かつ効率的に行われているか。

(イ) 委託金に係る会計経理は適正に行われているか。

イ 所管局

(ア) 公の施設の管理受託に関する指導監督は適切に行われているか。

(イ) 委託金の額及び委託時期は適切か。

6 監査結果の概要

指摘事項及び意見・要望事項の件数は、表2のとおりであり、合計で36件の指摘事項及び6件の意見・要望事項を付した。

(表2) 平成15年度財政援助団体等監査指摘及び意見・要望の件数

	団 体 名	指 摘				意見 要望
		局関係	団体関係	共通関係	計	
補 助 金 等 交 付 団 体	八 丈 町					
	八丈島漁業協同組合					
	財団法人自警会					
	財団法人東京都中小企業振興公社	(1) 2		1	(1) 3	(2) 2
	東京商工会議所ほか10団体					
	東京都中小企業団体中央会					
	職業訓練法人東京土建技術研修センター					
	社団法人現代舞踊協会ほか1団体					
	学校法人100団体		3	3	6	
	財団法人東京都私学財団					
	東京納税貯蓄組合総連合会					
	東京都職業能力開発協会					
	財団法人東京観光財団					
	医療法人財団厚生協会ほか14団体			3	3	
	社会福祉法人清朗会ほか22団体			1	1	
	社会福祉法人協和会ほか19団体					
	社会福祉法人東京サレジオ学園ほか14団体			2	2	
	社会福祉法人救世軍社会事業団ほか12団体			(2) 3	(2) 3	(1) 1
	財団法人東京動物園協会					
	財団法人東京都公園協会					
西東京バス株式会社						
多摩ニュータウン環境組合						
	補助金等交付団体計(213団体)	(1) 2	3	(2) 13	(3) 18	(3) 3
出 資 団 体	八丈島空港ターミナルビル株式会社		1		1	
	財団法人東京都福利厚生事業団					
	株式会社建設資源広域利用センター					
	東京臨海熱供給株式会社		1		1	
	東京都道路公社		1		1	1
	株式会社東京スタジアム	1			1	
	財団法人東京都環境整備公社					
	財団法人東京都生涯学習文化財団	(1) 1			(1) 1	
	東京トラフィック開発株式会社					
	財団法人東京都保健医療公社		1		1	
	社会福祉法人東京都社会福祉事業団	1	(3) 4		(3) 5	
	首都高速道路公団		1		1	2
	東京都住宅供給公社	(2) 2	4		(2) 6	
	東京熱供給株式会社					
	多摩都市モノレール株式会社					
	株式会社東京レポートセンターほか2団体					
	株式会社はとバス					
	株式会社セントラルプラザ					
	財団法人東京都高齢者事業振興財団					
		出 資 団 体 計(21団体)	(3) 5	(3) 13	0	(6) 18
	合 計	(4) 7	(3) 16	(2) 13	(9) 36	(3) 6

(注) ()内は、公の施設の管理受託に係る指摘等の数であり、内数である。

(1) 補助金等交付団体の監査結果

補助金等交付団体に付した指摘事項及び意見・要望事項は、表3のとおりである。

(表 3) 補助金等交付団体への指摘及び意見・要望一覧

指 摘 事 項	1 8 件	掲 載 ペー ジ
(1) 補助金の返還を求めたもの (返還を求めた額 約970万円)	8 件	
都内生就学補助に係る都内在住生徒数の算定を適正に行うべきもの 【学校法人早稲田大学、生活文化局】		57
国際化推進補助に係る補助対象生徒の把握を適正に行うべきもの 【学校法人暁星学園、学校法人普連土学園、生活文化局】		58
補助金の申請を適正に行うべきもの 【学校法人日本放送協会学園、生活文化局】		59
補助金の返還を求めるべきもの 【医療法人財団厚生協会、健康局】		85
【医療法人社団竹口病院、健康局】		86
【医療法人社団成和会、健康局】		87
過大に交付された補助金を返還すべきもの 【社会福祉法人福田会、福祉局】		140
過大に交付した補助金の返還を求めるべきもの 【社会福祉法人東京蒼生会、福祉局】		159
(2) 適正な事務手続を行うよう求めたもの	5 件	
授業料減免の手続きを適切に行うべきもの 【学校法人保隣教育財団】		56
会計処理を適正に行うべきもの 【学校法人冲永学園、学校法人善永学園】		56
人件費の支出を適正に行うべきもの 【学校法人青山学院、学校法人簡野育英会、学校法人根津育英会】		57
補助金に係る交付決定取消及び返還請求ならびに返還に係る措置を適正に行うべきもの 【産業労働局、財団法人東京都中小企業振興公社】		31
経理規定を遵守し物品購入契約を適正に行うべきもの【社会福祉法人黎明会、福祉局】		141
(3) 公の施設の管理委託に係るもの	3 件	
医療センター職員の飲食代等について返還すべきもの (返還を求めた額 約161万円) 【学校法人順天堂、福祉局】		160
公の施設に設置した喫茶室の運営にかかる経理を適正に行うべきもの 【社会福祉法人武蔵野会、福祉局】		160
委託料の支払を適切に行うべきもの 【産業労働局】		32
(4) そ の 他	2 件	
補助金を廃止すべきもの 【産業労働局】		31
施設・設備を補助金交付目的に沿って適正に使用するよう指導するとともに、当初 目的外用途へ転用する場合の手続等について周知徹底を図るべきもの 【社会福祉法人清朗会、医療法人財団竹栄会、福祉局】		102
意 見 ・ 要 望 事 項 (公 の 施 設 の 管 理 委 託 に 係 る も の)	3 件	
展示室等の使用料の前納時期を早めるなどし、再利用できるよう再検討すべきもの 【産業労働局】		30
会議室の利用について規則の見直しを検討すべきもの 【産業労働局】		30
公の施設の運営委託にかかる繰越金及び引当金について、都への返還を含めその取 扱いについて早急に対応すべきもの 【福祉局】		161

主な監査結果は次のとおりである。

ア 補助金の返還を求めたもの

通信制生徒の学習書の給付事業に対する「通信教育振興奨励費補助金」は、補助対象として 1年次生は、有職であること、2・3年次生は、有職であること及び一定以上の単位を取得していること、とする要件が必要であるにもかかわらず、学校法人日本放送協会学園は、要件を確認することなく補助対象生徒数を推定で算出し、補助交付金額（約754万円）を過大に申請した。

（【指摘事項】学校法人日本放送協会学園、生活文化局 p. 59）

健康局は、精神障害者社会復帰施設である生活訓練施設「ねくすと」の運営に必要な経費を補助するため、医療法人財団厚生協会に対し、補助金を交付しているが、宿泊事業に補助対象経費にならない交通費、宿泊費が含まれていること、ホームページ作成委託料が帳簿と実績報告で異なっていることから、補助金（約47万円）が過大に交付されていることが認められた。

（【指摘事項】医療法人財団厚生協会、健康局 p. 85）

健康局は、介護療養型医療設備の整備を行うため、補助金を交付しているが、竹口病院の車椅子購入について見たところ、前年度に購入した車椅子が補助対象になるものとして、実績報告をしたことから、補助金（約30万円）が過大に交付されていることが認められた。

（【指摘事項】医療法人社団竹口病院、健康局 p. 86）

福祉局は、社会福祉法人が設置する社会福祉施設の運営に要する経費の一部を補助しているが、社会福祉法人福田会では、補助金交付申請時における人数と補助金交付決定時の人数が異なることから、変更交付申請をしなければならぬにもかかわらず、変更交付申請を行っておらず、実績報告書も交付申請時のまま提出しており、補助金（約53万円）が過大に交付されていた。

（【指摘事項】社会福祉法人福田会、福祉局 p. 140）

イ 適正な事務手続を行うよう求めたもの

補助金に係る交付決定及び返還請求ならびに返還にかかる措置を適正に行うべきもの

財団法人東京都中小企業振興公社が実施する東京都中小企業振興基金事業補助にかかる補助金について、対象事業者の不正受給があり、公社が助成金の交付決定取消し及び全額返還請求（約1,400万円）を行っているにも拘らず、

産業労働局は補助金交付要綱に基づく知事の交付決定取消し及び返還請求を行っていない。また当該補助金に係る事業者からの返還状況は、誓約時の計画と異なり極めて些少なものとなっている。

局及び公社は返還に係る措置を適正に行うべきである。

（【指摘事項】産業労働局、財団法人東京都中小企業振興公社 p. 31）

ウ 公の施設の管理委託に係るもの

展示室等の使用料の前納時期を早めるなどし、再利用できるよう検討すべきもの

産業労働局が財団法人東京都中小企業振興公社に運営委託している都立産業貿易センターの展示室及び会議室の利用に関して、その利用料は利用を申し込んだ者が利用開始日の15日前までに前納すればよいとされるが、使用料を納入する前に解約があると、他の者からの利用申し込みがない限り損失を被ることとなる。（平成14年度試算：約2,500万円）

局は、展示室等の再利用申し込みが可能となるよう、前納時期について検討すべきである。（【指摘事項】産業労働局 p. 30）

会議室の利用について規則の見直しを検討すべきもの

中小企業振興公社管理運営業務を受託している東京都地域中小企業振興センター3箇所の会議室の利用公開状況を見ると、規則で城東センターのみを有料で利用させている（平成14年度利用料：約269万円）が、他の城南及び多摩のセンターの会議室は、事業用に使用しているのみで一般の中小企業者に利用させていない。当該2センターの会議室も中小企業者が利用できるよう、規則の見直しを検討すべきである。（【指摘事項】産業労働局 p. 30）

公の施設の運営委託にかかる繰越金及び引当金について、都への返還を含めその取扱いについて早急に対応すべきもの

福祉局は、都の公の施設である11の社会福祉施設の管理運営について、社会福祉法人に委託してきているが、平成14年度決算報告書を見たところ、合計約27億円の繰越金と引当金とが計上されていることが認められた。

これら繰越金及び引当金は、各法人に東京都が福祉各施設を委託し始めて以降、委託料の残額が清算されないで蓄積された結果であり、局は、委託先の社会福祉法人に留保された東京都の資金であって、各法人が自由に処分できるものではないと判断しているため、現状のまま、社会福祉法人に留保していることは適切でない。（【意見・要望事項】福祉局 p. 161）

(2) 出資団体の監査結果

出資団体に付した指摘事項及び意見・要望事項は、表4のとおりである。

(表4) 出資団体への指摘及び意見・要望事項

指 摘 事 項	1 8 件	掲 載 ペ ー ジ
(1) 会計処理を適正に行うよう求めたもの	5 件	
会計処理を適切に行うべきもの	【八丈島空港ターミナルビル株式会社】	225
	【財団法人東京都保健医療公社】	330
	【社会福祉法人東京都社会福祉事業団】	351
昇降機等の新設工事費に係る会計処理を適切に行うべきもの	【東京都住宅供給公社】	402
借地権利金に係る会計処理を適正に行うべきもの	【東京都住宅供給公社】	402
(2) 適正な事務手続を行うよう求めたもの	3 件	
適正な契約事務を行うべきもの	【東京臨海熱供給株式会社】	263
契約事務を適正に行うべきもの	【東京都住宅供給公社】	400
土工事の契約変更を適正に行うべきもの	【東京都住宅供給公社】	401
(3) 公の施設の管理委託に係るもの	6 件	
契約及び支払にかかる事務手続を適正に行うべきもの	【社会福祉法人東京都社会福祉事業団】	349
診療報酬の徴収に係る事務処理を適正に行うべきもの	【社会福祉法人東京都社会福祉事業団】	351
都営住宅管理業務委託を適正に行うべきもの	【住宅局】	398
公の施設の管理委託に関わる分割概算払を適切に行うべきもの	【教育庁】	309
小口現金及び仮払金に係る事務を適切に行うべきもの	【社会福祉法人東京都社会福祉事業団】	350
公の施設の管理委託契約に係る交付資金の執行状況を把握し、適切な資金の交付を行うべきもの	【住宅局】	399
(4) そ の 他	4 件	
管理事務所の清掃業務費について適切な費用負担を求めるべきもの	【東京都道路公社】	276
財産を適切に管理すべきもの	【建設局】	283
補助金の交付については是正のための適切な措置を講ずるべきもの	【福祉局】	349
坑内コンクリート運搬工の積算を慎重に行うべきもの	【首都高速道路公団】	379
意見・要望事項	3 件	
公社の事業運営について	【東京都道路公社】	271
料金收受業務の委託契約について	【首都高速道路公団】	375
基準改訂にあたり周知徹底を図るべきもの	【首都高速道路公団】	378

主な監査結果は次のとおりである。

補助金の交付については是正のための適切な措置を講ずるべきもの

社会福祉法人東京都社会福祉事業団では、平成14年度から、収益事業として社会福祉総合学院施設の貸付を行っており、当該事業開始に当たり、新たに課税される事業所税を支払うために、福祉局では当該事業所税のみを補助対象とする補助要綱を定め、補助金を交付している。(平成14年度補助金交付額：約3,740万円)

ところで、地方自治法では、「公益上必要がある場合」に補助金交付ができる、と定めており、収益を目的とした施設の貸付事業の運営に対して補助金を交付することは、「公益上必要がある場合」とは認められない。

局は、是正のための措置を講じられたい。

(【指摘事項】福祉局 p.349)

料金收受業務の委託契約について

首都高速道路公団では、料金收受業務を委託(平成14年度委託額：約147億円)しており、競争性の確保を図るため、平成10年度から、従来の特定会社への随意契約を見直し、順次、公募型指名競争入札を採用している。

その応募資格条件は、過去5年間に通算して2年以上の有料道路の本線料金所における料金收受業務の経験を有すること(本線料金所以外の料金所のみ)の経験を有する場合は3年以上) 監督機関(本社・支社)が料金計算所から概ね2時間以内の区域に現にあること、等としているが、平成13年度及び平成14年度の受注実績を見ると、結果として、従来の特定会社が受注し続けている。

平成15年度には、24時間営業で現金收受を行う業務経験を過去5年間に通算して2年間以上有すること、監督機関の区域要件は廃止、取扱交通量が1日3万台以上の料金所を含む料金計算所については、有料道路の料金所の収受員としての業務経験を過去5年間に有する者を1/3以上配置すること、と応募資格条件を変更したものの、この条件の下で行われた3契約のうちが条件に付された2契約については新規参入がなく、公募型指名競争入札の効果が十分なものとなっていない。

公団は、応募資格条件の緩和を検討するなどして、新規参入を促進させ、競争性の確保を図られたい。

(【意見・要望事項】首都高速道路公団 p.375)